

經濟論叢

第137卷 第2号

-
- 新興コンサルと企業グループ……………下谷政弘 1
- 19世紀末イギリスにおける
高齢者の労働と生活……………武田宏 30
- 戦後フランスの「国有化」政策をめぐる
一考察……………北島健一 49
- インフレーションによる
労賃収奪について……………金谷義弘 68
- 書評
- 松村文武著
『現代アメリカ国際収支の研究』……………板木雅彦 86

経済学会記事

昭和61年2月

京 都 大 学 経 済 学 會

19世紀末イギリスにおける 高齢者の労働と生活

——イギリス老齢年金成立史(2)——

武 田 宏

I はじめに

イギリスにおいては労働日や児童・婦人労働問題など、産業革命によってもたらされた労働者階級の発達を妨げる障害を工場法などの社会立法によって規制してきた。ところが19世紀末においては貧困問題が顕在化しその中でも高齢労働者の貧困状態が白日の下にさらされ、「労働者階級の老後の生存権」をめぐる問題が新たな課題として登場してきた。公的年金制度は1908年に無拠出年金 non-contributory pensions として成立し、一定の制限的規定はあったとはいえ、これによって基本的人権の一部であるという意味で年金権が確立した¹⁾。本稿では、19世紀末の高齢者の労働と生活の実態を分析することにより、国民に固有な生存権としての年金権が確立した背景を検討する。

イギリス老齢年金成立の社会・経済的背景として、故小川喜一教授は「資本主義経済制度のもとでは、一方においては……労働者階級はすべての生産手段

- 1) 無拠出年金は国家の一般会計にその財源を求め、拠出を条件としないため、社会扶助方式と呼ばれる。社会保険方式に対する社会扶助方式の特徴は、理念としては国民の最低生活を保障し、所得の平等化をはかろうとするものであり、国民の基本的人権の一部であるという意味で年金権が確立するという点にある。しかし、国家の財政状態によって給付水準が変化するなどの制約のため、所得要件があったり、保障される給付水準が低いなどの問題点をもつことが多い。他方、社会保険方式は事業所ごとに保険組合が組織され、事業主＝資本家負担と労働者双方が保険料を拠出し、それを積み立てて給付を保障する。したがって、年金権は拠出金を積み立てることによって発生するため「権利を拠出金で買う」という性格が強められ、各階層・各団体が異なる給付条件を持つことにもつながり、国民の年金権が明確にならない。本論文では、イギリスにおける公的年金が、ドイツとは異なり、社会保険方式によらずして社会扶助方式の年金として成立したことも念頭に置いて展開する。

から分離されるとともに、旧い家族制度の経済的基礎も崩壊し、他方においては、医学の進歩はようやく寿命の延長に成功を示し、かくて高齢者の扶養問題は、まさに、労働者階級にとって、その解決の困難が増大するにいたった時期に、いよいよその重要性を加えるにいたる²⁾と、概括されている。本論文においては教授の視座をふまえながらも、次の諸点を検討することにより、年金権確立の背景をよりいっそう明らかにしたい。

第一に、19世紀末において労働者のライフサイクルに対応した賃金率の変化が高齢労働者の「退職」を必然化させ、さらに、当時進行していた技術革新に伴う分業と協業の再編成が高齢者の退職を促進したこと。

第二に、世紀末の不況の下で、都市・農村を問わず高齢者に対する雇用は極めて限られており、賃労働によりその生活を支えていく条件が脆弱であったこと。

第三に、高齢労働者の生計費や住環境が非常に貧困な状態におとしめられ、さらに、貨幣所得を獲得できなくなった高齢者は受救貧民となり「老齡貧困者層 Aged Poor」と呼ばれる階層を形成することとなっていたこと、などの点である³⁾。

こうした高齢者の労働と生活の実態が背景となり、老齡年金という形での高

2) 小川喜一『イギリス社会政策史論』有斐閣、1961年、205ページ。なおこの他に我国におけるイギリス老齡年金成立史に関する主な研究としては次のものがある。

樞原朗『イギリス社会保障の史的研究Ⅰ』法律文化社、1973年。

小山路男『西洋社会事業史論』光生館、1978年。

名嶋和子「イギリスにおける労働組合の退職給付の形成と崩壊(上)(下)」『三田学会雑誌』第73巻第4号、第5号、1980年。

深沢和子「イギリスにおける1908年老齡年金法の成立と労働運動(1)」『阪南論集(社会科学編)』第17巻第4号、1982年。

3) イギリスにおいて年金が確立した歴史的前提としては、①産業革命時の徹底した農業革命により、農村において大土地所有が確立し農民が労働者として都市に大量に流入することにも、都市においても都市地主の成長によって、小財産所有に基づく家族が崩壊し、財産所有に基礎を置かない労働者家族が大量に形成され、老親扶養の基礎と習慣が崩れたこと、②公衆衛生制度や医療技術が発達し、また労働者を含めて住民の栄養状態が改善された結果として寿命が伸張し、高齢労働者家族が増加してきたこと、が指摘されるが、これらの点は本論文では考察の対象にしない。

齢者の最低生活保障という年金権思想が登場し⁴⁾、年金法制定へと結実したといえよう。それでは、以上の点を順を追って検討しよう。

II 労働者のライフサイクルと技術革新

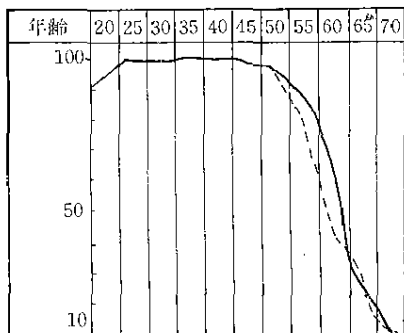
19世紀末の大不況期 Great Depression は、経済恐慌とその間の慢性的不況という時期であっただけでなく、新産業の成長や機械の導入による分業と協業の新たな発展を伴う産業再編成期でもあった。この時期における技術の変革は熟練労働者の再編成を伴い、高齢労働者は「スピード」についていくことができなくなり、さらに慢性的不況という状況の下で仕事を失うなど多大な影響を被ることとなった。不況による高失業と技術革新による熟練の解体という二重苦を背負った高齢労働者の状態を次に検討してみよう。

まず最初に熟練職種の典型である機械工のライフサイクルの変化を考察し、熟練職種における高齢労働者の状態を明らかにしてみよう。19世紀の鉄鋼産業 Iron and Steel Trades (機械工業をも含む)においては、機械工が標準賃金を獲得できる期間は比較的短く、25歳から45歳のあいだに最高の賃金を稼ぐが、45歳以降は早くも減少し始め、55歳までに賃金獲得能力は $\frac{1}{2}$ ないし $\frac{1}{2}$ も減退し、定期的雇用を得ることが相当困難であった。そして60歳以降、賃金の減少はさらに加速され「65歳以降労働者が標準賃金の $\frac{1}{2}$ を獲得できるならば彼は非常に幸運だと考えられる」⁵⁾という状態でさえあった。熟練労働者のこうした年齢の進展に応じた賃金の推移は、スペンダー J. A. Spender によって第1図のように例示されている。彼は職種による年齢と賃金の関係をシェフィールドの鉄鋼産業の事例を紹介しながら検討している。それによれば①鍛冶工 Smith, 組立工 Fitter, 旋盤工 Turner, 型工 Moulder, 製型工 Patterner, ポ

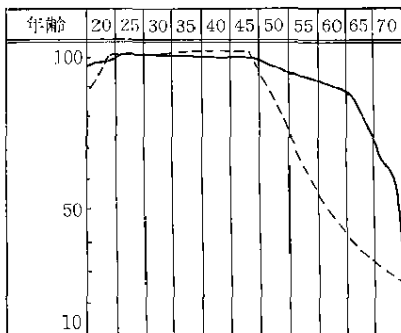
4) 矢野聡「イギリスにおける無拠出老齢年金思想の展開」(小山路男編『福祉国家の生成と変容』光生館, 1983年), 拙稿「イギリス老齢年金成立史(1)——チャールズ・ブースの年金案——」『経済論叢』第133巻, 第1・2号, 1984年, 参照。

5) J. A. Spender, *The State and Pensions in Old Age, 3rd., ed.*, Swan Sonnenschein, London, 1900. (1st. ed., 1892), pp. 25-26. 以下の検討は主としてこのスペンダーの著作に依拠している。

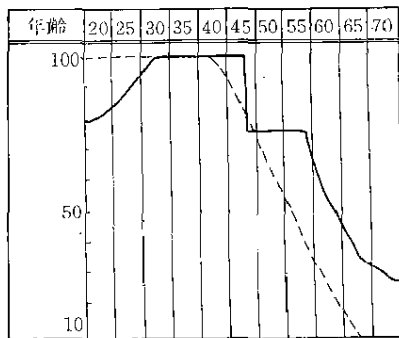
第1図 年齢による賃金の推移 (1890年代)



—— 機械工
----- 大工



—— 植字工
----- 鉄道敷設労働者



—— 鉄道信号手
----- ドック労働者

(注) 各職種の賃金を、労働者の年齢に応じて示した概念図。
(出所) J. A. Spender, *The State and Pensions in Old Age*, 3rd., Swan Sonnenschein, London, 1900 (1st. ed., 1892), p. 26, p. 28, p. 30, pp. 34-35, p. 42, より作成。

イラー製造工 Boilmaker の場合には一般的に、最高賃金は25歳から45歳の間において獲得され、60歳になると働けなくなり、②非熟練職種である鉄鋼レイバラーの場合、最高賃金は24歳から40歳までの間に稼得し、早くも50歳になると働くことができなくなる、と説明している⁶⁾。また他方、熟練職種の労働組合であった合同機械工組合 Amalgamated Society of Engineers の退職給付 superannuation benefit が55歳から開始されていることも、労働者が標準的賃金 normal wages を稼ぐことができる最後の時期が55歳前後であったことをし

6) *Ibid.*, p. 27. なお世紀転換期における労働者の標準賃金は次頁のとおりである。

めしており、また、1890年に退職年金を受給していた約300人のうち128人(47%)が60歳以下であったことはこのことを十分裏づけている⁷⁾。スペンダーがこの本を著している1890年代前半は機械産業に機械の導入が開始されつつあり、それに伴う職種の再編成が始まっていた。第2図は19世紀末から20世紀初頭にかけて、機械産業に新しい機械が導入された結果、職種が再編成された様相を示している。この期間の機械工場労働の変化は、①半自動のターレット旋盤、絞盤が出現し大量生産の分野で允用され、また、フライス盤、研磨盤、堅型中ぐり盤、ラジアル・ドリルなどが発達したことにより熟練職種であった旋盤労働者の範囲をせばめ、半熟練職種を増大させたこと、②プレスや圧断機が導入されたことにより、より熟練度の低い半熟練労働者が形成されたこと、③従来旋盤工がおこなっていた野書や検査が野書工、検査工というそれ専門の労働者によって担われるようになったこと、などによって特徴づけられる⁸⁾。こうした技術と労働の発展は高齢労働者にとっては大きな影響をもたらした。すなわち

付表 労働者の賃金

	1890年	1900年
旋盤工 組み立て工 } (ロンドン)	38s	38s
大工* (エディンバラ)	31s 10d	—
レンガ職人 レンガレイバラー } (ロンドン)	9d/時 (約39s) 6d/時 (約26s)	10d/時 (約42s) 7d/時 (約29s)
植字工 (ロンドン)	36s	38s
炭鉱労働者* (ノーザンパーランド)	33s 5d	—
農業労働者	13s 6d	14s 10d

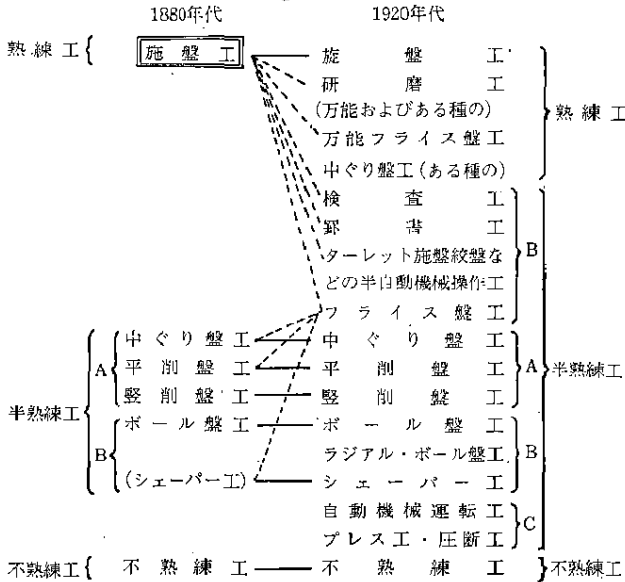
(注1) /時とある時間賃金以外は週賃金である。

(注2) 地方都市や農村の賃金はロンドンの1割～2割減である。

(出所) *印は、George H. Wood, "Some Statistics relating to Working Class Progress since 1860", *Journal of the Royal Statistical Society*, Vol. LXI, 1899, pp. 664-665, それ以外は Department of Employment and Productivity, *British Labour Statistics: Historical Abstract 1886-1968*, H.M.S.O., 1971, pp. 28-38.

- 7) *Ibid*, p. 26. 前掲名鶴論文(上), 74ページ, 第5表-2, 参照。*また、建築業における熟練職種であった大工の場合、賃銀獲得の主要な年齢は25歳から50歳までであり、機械工より早く賃金の減退が始まり、かつ加速的である。このため合同大工組合 Amalgamated Society of Carpenters は退職給付を50歳から始めている。
- 8) 徳永重良『イギリス賃労働史の研究』法政大学出版局, 1967年, 69～70ページ。

第2図 機械工場の職種の変化



(出所) 徳永重良『イギリス賃労働史の研究』法政大学出版局、1967年、71ページ。

高齢労働者の場合、心身の諸能力が減退しつつあるため新しい生産方法には適応しにくく、保持している熟練が技術革新によって失われたときはその仕事を継続することが困難となったのである。したがって、かかる技術発展と分業・協業の再編成の影響を最も強く被ったのは熟練職種の高齢労働者であるといえよう。以上のことを想定するならば、19世紀末から20世紀初頭にかけての機械産業における高齢労働者の雇用がいっそう不安定となったことは想像に難くない。

次にスペンダーが例示している第1図にそって、各職種の高齢労働者の状態を概括しよう。例えば「新聞社においては65歳以上の労働者がかなり良い賃金で働いている」場合が多々ある、とされる⁹⁾。退職給付の開始年齢はロンドン

9) *Ibid.*, p. 28.

植字工組合 London Society of Compositors の場合55歳、イングランド北部の労働者を組織する印刷工連合 Typographical Association の場合60歳からと定められていたが、前者においては「その年齢(=55歳——引用者)から単なる心身虚弱化のために退職給付を受ける組合員は極端に少ない」とされるように¹⁰⁾、機械工や大工と異なり高齢労働者も継続して雇用されていたことがわかる。植字工がこうした労働条件を保持しえたのは「仕事の大半がまだ手によって行なわれ、その単純さにおいてほとんど中世的原理に基づいて労働が編成されており、……今日の植字工の仕事は50年前のそれと同じである」¹¹⁾という労働様式と生産力の水準に基盤を置いていたためである。したがって、当時開発されていた自動植字機の印刷産業への導入とそれによる分業と協業の再編成、高齢労働者への否定的作用についても「どれくらいこの条件が続くのかということ、この産業に関係している誰もが即座には答えることのできない質問である。しかし自動植字機の不可避的な導入はいつの日か完全な(職種の)配置転換を必要とするだろう」¹²⁾と強い危惧が表明されているのである。

以上検討した諸産業に比べるならば、鉄道労働者やドック労働者は半熟練ないし非熟練に属する肉体労働者の職種である。鉄道労働においても機関車部門 Locomotive Department、運転手 driver、機関士 engineer などは熟練職種であるが、第1図に掲げられている鉄道信号手 signalman は半熟練職種、敷設労働者 railway layor は非熟練職種であった。信号手独特の賃金カーブは次のように説明されている。すなわち、信号手は「主要な始発駅で責任ある職に就いたならば週30シリング(以下sと表わす)以上稼ぐが、この地位に留ることのできるのは通例30歳から45歳の約15年間だけであり、45歳以降彼らはこれらの職には不適切であると考えられ、線路協での小屋の仕事を始めたばかりの20歳の頃と同様の週18sから20sに引き下げられる。そしてその10年後、彼らは本当に退職し retire 踏み切り小屋の番人ないし同程度の軽い仕事でその生

10) *Ibid.*, p. 29.

11) *Ibid.*, p. 31.

12) *Ibid.*

涯をおえる」¹³⁾。鉄道業の場合には高齢労働者が車掌 guards, 赤帽 porter, 駅長(熟練・半熟練労働者の場合)など比較的軽労働の職種に移ることが可能であるため「初老の男が十分な生計を稼ぐないしは蓄えを補う, 小額ではあるが定期的な賃金を稼ぐことのできる数多くの職種を持っているという事実によって, 生活困難がある程度緩和されている」¹⁴⁾。そうはいうものの鉄道従業員合同組合 Amalgamated Society of Railway Servant の退職給付(50歳から週5s)が開始後6年にして財源枯渇を生じ, 一時金制度へ切り換えられたことに示されるように¹⁵⁾, 鉄道業の高齢労働者の状態は決して良いものであったとはいえない。

最後に, 非熟練職種の典型であるロンドンのドック労働者の賃金を検討してみよう。一般にレイバラーと呼ばれる非熟練職種の労働者は雇用が不安定であり, ある仕事から他の仕事へ移り変わっている。ドックでの労働の主な資格は筋骨が強いことである。したがって, この種の仕事では「最高の賃金を稼ぐことができる期間は40歳以前であり, その年齢以降は定期的な雇用を得ることが次第に困難となる。45歳を過ぎると見苦しくない生活が維持できなくなり, 50歳の男は通例, 好況時で若者が総て雇われているような時しか雇われなくなる」¹⁶⁾というように, ドック労働者は早くも50歳前後で雇用の安定を完全に失い, 生計維持が極めて困難となる階層であった¹⁷⁾。

以上, 熟練職種を中心として各職業毎に労働者のライフサイクルに対応した

13) *Ibid.*, p. 33.

14) *Ibid.*, p. 35.

15) *Ibid.*, p. 36.

16) *Ibid.*, p. 39. ドックの非熟練労働者の雇用の不安定性, 低賃金などは, 1898年のドック・ストライキでの争点となり, これを契機として非熟練工の労働運動=新組合が結成された。さしあたり, 前川嘉一『イギリス労働組合主義の発展』ミネルヴァ書房, 1965年, Sidney and Beatrice Webb, *The History of Trade Unionism (revised ed.)*, Longmans, 1920, 荒畑寒村監訳『労働組合運動の歴史(上巻)』(第4刷), 1981年, 参照。

17) ドック労働者の居住するイースト・エンドは, 貧困地帯を形成しており, 社会調査やセツルメント運動, 慈善運動が行なわれた地域である。チャールズ・ブース Charles Booth の年金案もこのイースト・エンドの調査が契機となって出されている。Charles Booth, 'Enumeration and Classification of Paupers, the State Pensions for the Aged', *Journal of the Royal Statistical Society*, Vol. LIV, Dec., 1891, 矢野, 前掲論文, 前掲, 拙稿, 参照。

賃金率の変化の検討によって明らかとなったことは、第一に、特に熟練労働者は機械の導入などによる職種の再編成におびやかされ、継続した雇用を安定的に望めるものではなかったことである。第二に、非熟練職種であるレイバラーの階層は強靱な筋骨が要求されるという点で、標準賃金を獲得できる期間がいっそう限られているのみならず、経済不況のもとでは雇用量の減退が生じ、さらに若年労働者層との激しい競争が存在するため、50歳以前から雇用と生活が極めて不安定になるということである。総括的に言って、19世紀末イギリスにおいては一部の熟練職種を例外として高齢時まで継続して働くことが極めて困難であったといえよう。

それでは次に、当時において高齢者がいかなる種類の雇用を獲得できたのかを検討しよう。

III 高齢労働者の雇用

前章では主に都市部の労働者の高齢化と賃金率の関係を検討したが、本章では農村における高齢労働者の雇用および高齢婦人の雇用と生活について、主としてチャールズ・ブースの老齡貧民調査¹⁸⁾をもとに検討してみたい。

(1) 農村地域の雇用

農村地域における高齢者の最大の雇用は農業であった。農業は19世紀末イギリスにおいても最大の労働者数を擁する産業であったが、牧畜を含め多種の仕事があるため、先に触れた鉄道業と同様に軽労働の仕事に従事することにより相当高齢まで雇用されている場合も多々あった¹⁹⁾。例えば農場においては除草

18) Charles Booth, *The Aged Poor in England and Wales: Condition*, Macmillan, London, 1894. この調査はイングランドとウェールズの全教区連合 Poor Law Union を対象としてアンケートを実施したものであり、360教区連合 (55.6%) からの解答を得たものである (*Ibid.*, pp. 106-107)。

19) *Ibid.* (以下の叙述は、第3部、「各教区連合からの報告書と高齢者の状態」に基づいている。この部分では、(1) あなたの地域では老齡貧民は全体としていかなる状態であるのか、(2) 高齢者の状態は20年前と比較してどのように変化したか、(3) 高齢者が獲得し得る雇用はいかなるものであり、それは通例どれ程の金額か、(4) 高齢者は、a. 貯蓄、b. 親類・子供・友人からの援助、c. 教会・慈善団体などによってどの程度扶養されているのか、などの項目に関してのアンケート結果を示している。

hoeing, 生け垣・芝刈り込み trimming, 収穫期の手伝いなど軽作業である非熟練職種の雇用が得られた²⁰⁾。またこの他には、果樹・菜園労働, 家畜番(羊・豚・牛・鶏)などの園芸・牧畜などの仕事, 更には公共事業関連の雇用で比較的見つけやすいものとして石割り stone breaking (道路用), 道路修繕 road repairing, 街路清掃 street scavenging などがあげられる。農牧畜労働の賃金は地域によって異なるが, 1日 1s~1s 6d, 週賃金は 5~9s である²¹⁾。当時における農業労働者の標準賃金が週 15s であった(34ページの付表参照)ことを考えるならば, 相対的には賃金率はそれほど低下しているわけではない。また石割り工 8~10s, 街路清掃人 14s²²⁾などは高齢者の獲得し得る職種としては条件のよい雇用であると言えよう。

しかしながら高齢者の雇用を不安定にする様々な要因が存在しており, そのなかでもイギリス農業の停滞がまず第一に挙げられる。19世紀後半における海運業の発達を背景に, 南米, 北米, オーストラリアなどから廉価な農産品が大量に輸入されるようになったが, そのことは大不況期におけるイギリス農業恐慌を深刻なものにした。このため, 農業恐慌の影響を強く被った地域においては, 雇用状況は全般的に悪かった。すなわち高齢労働者が若年労働者との激しい競争にさらされることとなり, 「街路清掃労働から高齢者が締め出される」(チェスター)ことが生じ, また「石割り, 街路清掃は以前とは異なり高齢労働者の独占物ではなくなった」とも報告されている²³⁾。また農牧畜業についても同様であり「不況の影響を被った農業主は, 自らの賃金分を稼ぎ出すことのできない男を雇い続けられない」との報告もあり²⁴⁾, 例えばノーフォークのある農村では高齢者の雇用は『臨時的仕事』以外に所得を得ることができるものはない「孫の面倒を見る以外には特別な仕事がない」²⁵⁾という状態であった。

20) 「多くの農業主は, 高齢者を軽作業で雇い続ける」(*Ibid.*, p. 154)。

21) *Ibid.*, pp. 142-143, pp. 178-182, pp. 218-222, pp. 252-254, pp. 310-312.

22) *Ibid.*, p. 122, p. 134, p. 136

23) *Ibid.*, pp. 220-221.

24) *Ibid.*, p. 170.

25) *Ibid.*, p. 156.

このように純農村地域に残存していた農業主の高齢労働者に対する温情的雇用に限界が生じ、このことが高齢労働者の雇用と生活の不安定性を増す大きな要因となったことが指摘できる。

高齢労働者の雇用を不安定にさせていた第二の要因は、農村地域にも機械が導入され、それが高齢者の雇用を奪っていたことである。先に挙げた道路用の石割りにも「機械割り」が登場しており、また（主に婦人労働者の事例であるが）靴下製造業においても「ストックング製造業への機械の導入は、旧式の掛け枠を用いて製作する編み物職 *frame knitters* を完全に駆逐してしまった」²⁶⁾という状態が生じた。かくして、農村においても不況下の産業再編成が進行し、高齢労働者の雇用条件が悪化していた。

（2） 高齢婦人の雇用と生活

次に、高齢婦人の雇用と生活の状態を考察してみよう。

高齢婦人の雇用は都市と農村を問わず、雑用 *charing*, 洗濯 *washing*, 看護 *nursing*, 子守り *look after children* などの家事使用人 *domestic servant* としての雇用が圧倒的に多い。このことは当時の婦人の就業構造を反映したものであり、全婦人就業者数の45.3%が家事使用人であった²⁷⁾ことから、高齢婦人労働者の場合には他の雇用が極めて少数であったことがうかがい知れる。さてそれではこれらの労働の賃金水準はどうだったのであろうか？ 雑用、洗濯、看護は1日 *1s*～*1s 6d*, 低い事例では *8d* というものもあった。農村における高齢婦人の家事使用人としての労働は住み込みの場合よりも通いの場合の事例の方が多く見受けられ、賃金の表示の多くが週賃金ではなく日賃金でなされているように、その仕事は不定期的なものである。また、この家事労働以外には農業労働、袋張り、縊の分類＝週 *3s* (ハル), レース製造業週 *3s*～*5s* (ニューポルト・バグネル), 麦わら編み週 *3s*～*4s* (ウィンスロウ), 靴下製造

26) *Ibid.*, p. 222.

27) Department of Employment and Productivity, *British Labour Statistics, : Historical Abstract 1886-1966*, H.M.S.O., 1971, p. 195.

業週 3s 6d, などが報告されている²⁸⁾。しかしながら、男子高齢労働者と同様、不況下での雇用が限られているため若年婦人労働者との競争が激しく、また前述のように靴下工場に機械が導入された結果高齢婦人の雇用はほとんど無くなってしまった地域も生じている。かくして、雇用の不安定さゆえ高齢婦人、特に寡婦となって一人で生活している高齢婦人の場合には生活が困難であり、「60歳以上の婦人に対しても可能な雑用、裁縫、洗濯などの定期的雇用により自らの生計を立てることができる人は多くない。それまでの稼得が少なかったことや、彼女たちの場合に対応する共済組合が存在しないため、男子高齢者より早く救貧税に依存することとなる。もし男子高齢者が健康を害したならば、彼らは友愛協会の疾病給付に頼って生活し、妻を扶養できるが、婦人がそういった事態に陥った場合には直ちに教区 parish に依存することとなる」とスペンダーは概括している²⁹⁾。実際、居宅保護の多くは高齢婦人が受給しており、その背景には不安定な雇用があるのである。

それでは次に婦人を中心とした当時の高齢労働者家族の生計費および生活状態を検討しよう。

IV 高齢労働者の家庭生活——生計費の分析——

第1-a, b表、第2表はロンドン東部（大都市）、ケンブリッジシャー（純農村）、ヨーク（地方都市）の三地域における高齢労働者の生計費を示したものである。以下、各々の事例を検討してみたい。

まず最も正確に調査されているヨーク市の事例から考察してみよう。この事例はローントリー B. S. Rowntree の第一次ヨーク市調査³⁰⁾の中で報告されているものである。当時は労働者が自らの生計費を記録する習慣が確立しておら

28) C. Booth, *op. cit.*, p. 158, p. 168.

29) J. A. Spender, *op. cit.*, pp. 43-44.

30) B. S. Rowntree, *Poverty: A Study of Town Life* (2nd ed.), Thomas Nelson, London, 1913 (1st ed., 1901), 長沼弘毅訳『最低生活費研究』高山書房, 1943年。なお引用文は必ずしも邦訳によっていない。また、本章の叙述に当たっては、名嶋和子、前掲論文、第2章第2節を参照した。

第1-a表 ミーク(地方都市)の高齢者世帯の生計費

	4週間の支出	1週間(平均)	比 率
生計費合計	£2 10s 1½d	12s 6¾d	100%
食費(飲料含む)	£1 2s 2d	5s 6½d	44
家賃およびレイト	0 6 8	1 8	13
石炭および薪	0 9 9	2 5¼	
油・ろうそく・マッチ	0 1 0	0 3	
光熱費計	0 10 0	2 8¼	22
保健衛生費	0 1 2½	3⅝	2
被服費(含む靴・シャツ)	0 5 ½	1 3⅝	10
生命保険	0 2 0	6	4
負債償還	0 2 0	6	4
雑 費	0 0 3½	⅞	1

(注) 63歳の老婦人と20歳の虚弱な娘の世帯。母親は、事務所の清掃婦として週 6s, 娘は製菓工場で週 5~6s を稼いでいる。なお調査時点は、1901年3月。

(出所) B. S. Rowntree, *Poverty: A Study of Town Life*, (2nd. ed.), Thomas Nelson, London, 1913, (1st. ed., 1901), p. 325, より作成。

第1-b表 同世帯の献立

	朝 食	正 餐	お 茶	夕 食
金	パン・バター 紅茶	パン・バター トースト・紅茶	トースト バター・紅茶	
土	パン・バター ゆで卵・コーヒ	肉・じゃがいも パイ・紅茶	パン・バター 紅茶	焼肉・じゃがいも 紅茶
日	パン・バター コーヒー	牛肉・じゃがいも ・プディング 紅茶	パン・バター 紅茶	肉・パン・紅茶
月	パン・バター コーヒー	肉・じゃがいも パン・紅茶	パン・バター 紅茶	
火	パン・バター 紅茶	肉料理・パン 紅茶	パン・バター 紅茶	
水	パン・バター コーヒー	レバー・じゃがいも ・玉ねぎ 紅茶	パン・焼肉 バター・紅茶	
木	パン・バター コーヒー	パン・焼肉 紅茶	パン・焼肉 紅茶	

(注) 1901年3月2日から8日までの一週間の献立。

(出所) *Ibid.*

第2表 高齢労働者の生計費（ロンドン・オクセンハム）

	ロンドン 東部						ケンブリッジシャー・オクセンハム（純農村）								
	A		B		C		D		E						
生計費総額	4s	6d	100%	10s	7½d	100%	3s	4d	100%	3s	4½d	100%	6s	0d	100%
パン		6d			8¼d			5d			7½d		1	½	
小麦粉・オートミール		—			1			1			3½			4½	
肉・ベーコン		6		1	6			4			—		1	0	
バター		4			4½			4			3			7½	
牛乳・チーズ		—			6½			2½			—			1	
紅茶（含ココア）		4		1	0			2			4½			5	
砂糖・調味料		2			3			2½			2½			4	
野菜		—			6			—			½			—	
食費計	1	10	41	4	11¼	47	1	9	52	1	9½	53	3	10½	65
家賃	2	3	50	3	4	31		9½	24	無	料	—		9½	13
石炭		3		1	4			8		1	0		1	0	
油他		1			6			1			1¾			1¼	
光熱費計		4		1	10			9		1	1¾		1	1¼	
保健衛生費（石けんなど）		1			2½		½	1			1¼			¾	
被服費（衣服クラブを含む）		—			3		—	—			4			0	
雑費		—			1		—	—			—			—	

19世紀末イギリスにおける高齢者の労働と生活

(225) 43

(注) 事例Aは、80歳の老婦人であり、子供がおらず援助してくれる友人もない。タワーハムレット年金委員会（慈善団体）から 4s 6d の年金を受けている。

事例Bは、老婦であり（年齢不詳）、週11シリングの所得がある。なお、事例A、Bは1891年の調査。

事例Cは、73歳の寡婦であり、洗濯で数シリング稼ぎ、小さな菜園を持っている。

事例Dは、63歳の寡婦の単身世帯であり、教会の清掃で 1s、裁縫で収入を得る。小さな菜園あり。

事例Eは、夫婦とも75歳の世帯であり、夫が 6s 稼く。小菜園あり。なお以上事例C・Eは、1894年の調査。

また、本表作成に当たっては、名嶋和子、前掲論文、第13表を参考とした。

(出所) 事例A、Bは J. A. Spender, *op. cit.*, p. 10. 事例C～Dは C. Booth, *The Aged Poor in England and Wales: Condition*, Macmillan, London, 1894, pp. 398-399, より作成。

ず、また公的機関による労働者階級の生計費調査もほとんど行なわれていなかった³¹⁾。そのためローントリーはヨーク市の35の労働者家庭を選び、その家庭の主婦にノートを渡して、一週間にあらゆる源泉から獲得された収入（貨幣の形態をとるもののみならず贈与も）、世帯全員の年齢・性別、家賃、買い物の種類・数量・価格などを記入せしめて生計費の調査を実施した。ここから彼は家族人員やカロリー・蛋白質摂取量などを踏まえた労働者家族の生計費分析を行なったのであり、その意味で第1-a表に掲げられている生計費は精度の高いものといえよう。

さて、この老婦人と娘からなる世帯の生計費は食費が44%、光熱費が22%、家賃が13%、被服費が10%といった家計構成である。食費が4割を越えていて高いように見えるが当時の労働者家族のエンゲル係数が6割前後であったことを考えれば³²⁾、後にみるようにむしろ低すぎるのである。次に固定的支出である家賃・光熱費は合わせて35%となり、この経費が生計を圧迫していると考えられる。特に、高齢者世帯の場合、光熱費は欠くべからざる経費であるため、高い比率となっているように思われる。次に、家賃が1s 6dと比較的安い。これは地方都市であるためとも考えられるが、それだけではなく彼らの住居は老朽化した建物の三階にある一部屋だけのものであり、次にみるように居住環境が低劣であったためである。

「少々古くなってはいるが清潔な布団が掛けられている大きなダブルベッドは部屋のかなりの部分を占めている。これ以外には椅子が2つと小さな丸テーブルがある。また旧式の木製の旅行用トランクが部屋の片隅に置かれており、これには白布が掛けられておりタンスの役割を果たしていることがわかった。

31) 商務庁 Board of Trade による労働者家族の生計費調査は1904年に初めて実施されており (Cd. 3864 of 1908, 都市部の1944家族対象)、こうした調査を基にして1914年より生計費指数 Cost of Living Index が公表されている (Department of Employment and Productivity, *op. cit.*, pp. 18-19)。

32) 31)の調査によれば、労働者家族のエンゲル係数は、週平均 25s 以下の家庭で、67.3%、25-30s の家庭 66.2%、30-35s の家庭 65.0%、35-40s の家庭 61.0%、40s 以上の家庭 57.0%、平均して61.1%であった (*Ibid.*, p. 380)。

壁は白く清潔であり、縁なしの絵が飾られている。小さなオープン付きの開き壁戸があり、母親はここでパンを焼く。それは極めてよく清掃されている。壁戸の脇には小さな食器棚があり、上の棚には食べ物を、下の棚には石炭を入れるようにしてある。床にはオイル・クロスと敷物の切れ端が敷いてある。狭い通りを隔てた反対側に高い建物があるため、太陽光線はほとんど入ってこない。水は建物の地下室から、暗く曲がりくねった階段を上って運んで米なければならず、また汚水も地下室の排水口に捨てて行かなければならない」³³⁾。

一週間の献立は第1-b表に示されているが、ここにみられるように親子二人の生活は極めて質素であった。肉は摂っているものの週5日は夕食を食べていない³⁴⁾。食費の割合は44%と最大の項目となっているが、献立表をみるかぎり、所得が低いために食費を削って生活をしているようである。この点はローントリーの、「この家庭に食物における蛋白質の不足は25%、エネルギー値の不足は14%を示している」³⁵⁾との分析によって裏付けられている。

以上より、この高齢者世帯の生計の特徴は、第一に、低所得世帯であるため家賃・光熱費という固定的支出の比重が高く、生計を圧迫しているということであり、そのため第二に、特に食費についてはかなりの節約を強いられていたことである。さらにこの事例の場合、家賃を切り詰めるために、過密かつ不健康な住環境を強いられていたことも指摘されよう。

このヨーク市の高齢者家族を基準としてロンドンの下町と純農村であるオクセンハムの高齢労働者の生活を検討してみよう。なお、ヨーク市の調査と後二者と9～10年の隔たりがあるが、食料品の小売物価はほとんど変化していないため³⁶⁾、おおよその比較は可能である。まず最初にロンドンのイースト・エンドの高齢者世帯の生計を検討してみよう。第2表のA、Bの事例は、ヨーク、

33) B. S. Rowntree, *op. cit.*, pp. 323-324, 長沼弘毅訳, 351ページ。

34) 下層労働者家族(週収入 26s 以下) 14家族中 3家族が夕食を全く摂っていなかった (*Ibid.*, p. 313, p. 315, p. 321, p. 327, p. 329, 長沼訳332, 334, 336-337, 346-347, 358ページ)。

35) *Ibid.*, p. 324, 長沼訳, 352ページ。

36) ロンドンにおける食料品の小売物価は、1900年=100とすると、1892年=103.9, 1901年=100.4であった (Department of Employment and Productivity, *op. cit.*, p. 165)。

オクセンハムと比較すると明瞭であるように、第一に、家賃の比重が極めて高いことである。特にAの事例は極端なものであり、生計費総額の半分が家賃に費やされている。第二に、そのため他の経費が圧迫されており、特に食費が週1s 10dであることは「半飢餓状態を意味する」³⁷⁾ものとなる。これは、第1-a表のヨークの高齢労働者家庭と比較しても明らかである。この80歳の老婦人は「投げ売り late sale」目当てに土曜日の夜市場に行き、魚屋やパン屋から余り物を二束三文で買うことによって³⁸⁾、乏しい食費で賄っているのである。また同時に指摘すべき点は、これだけ緊縮を余儀なくされている生活としては当然のことであるとはいえ被服費や諸雑費に対する余裕は全くないという点である。このように、事例Aは肉体的・生理的限界を超えるような水準の生活を強いられていることが確認できる。家賃の高い大都市における一人暮らしの場合、4s 6d という所得では人間的生存の水準を満たすことができなかったことが理解されよう。次に、11s の週所得のある事例Bの高齢労働者家庭の場合も家賃が3s 6d (31%)と生計費総額の近くを占めており、光熱費1s (17%)と合わせると、生計費総額の約半分の支出がこの二種の固定的支出で費やされてしまうことになる。したがって、事例Aより相対的には生活状態が良いとはいえ、絶対的な食物摂取の水準が低いことが理解されよう。

最後に、純農村であるC～Eの事例を検討してみよう。オクセンハムはケンブリッジシャーにある人口約600人の教区であり、一人の在郷地主にとって教区全体の土地が所有されていた³⁹⁾。65歳以上の高齢者71名(人口比12%)のうち50名が労働者階級であり、そのうち11名が居宅保護を受けており、その他に4名がワークハウスに入所していた。さてC～Eは居宅保護を受けずに生活していた高齢労働者であり、C、Dの高齢の寡婦は、臨時的な家事使用人の仕事によって生活していた。詳しい報告が記載されていないため、生計費中心の検討となるが、ヨークやロンドンと比較すると家賃が安く、そのため一人当た

37) J. A. Spender, *op. cit.*, p. 11.

38) *Ibid.*

39) 以下の叙述は、C. Booth, *op. cit.*, pp. 398-402, よりまとめたもの。

り週 3~3s 4½d で生活していくことができたのである。また食費の比率が高いのは、各世帯とも小さな庭を持っていることから野菜などを自給しているためだと思われ、都市に比べると生活の厳しさが緩和されているようにも思われる。しかしながら、食費において、肉類、乳製品の支出がない事例(D)や、被服費の支出がない事例(C)を検討すれば、農村においても家賃プラス光熱費が固定的支出として不可欠のものであるため(34~47%)、最低水準ないしはそれ以下の生計と言える。したがって、かかる農村の高齢労働者は心身の弱体化や雇用の減退などの事情によって容易に受教貧民となる階層であるといえよう。

以上、大都市、地方都市、農村の三地域六世帯の生計費分析を通じて浮かび上がったことは、第一に、家賃および光熱費という固定的支出が高齢者世帯の生計に占める比重の高いことである。特に家賃は大都市で高くなる傾向にあるが、それにもかかわらずヨーク市の例で顕著であるように、それが必ずしも快適な住環境とはいえない。このことの背景となっているのは、都市および農村における大土地所有制度であり、特に都市においては大土地所有貴族による土地独占、短期のリースホールド制の強制、宅地開発等のために労働者の多くはスラムへと追いやられ、低質・高家賃の住宅に住むことを強いられていたためである⁴⁰⁾。

高齢者世帯の生計費の分析から明らかとなった二点目は、食費が圧迫され極端な場合には第2表の事例Aのように、「半飢餓状態」の生活を強いられていることである。また、被服費も切り詰められており、衣食住という人間の基本的な生活条件すら十分に満たされていなかったといえよう。さらに、これらの労働者階級下層に属する高齢者世帯には文化・娯楽費という人間の精神的発達を保障する支出に対する余裕が全くなかったのであり、これらの事実こそ、産業停滞による雇用減少のため高齢者家庭の生活が窮乏化していたことを端的に示すものといえ、このことはさらに、彼らの多くが受教貧民となる可能性が極め

40) 島浩二「イギリス貴族の大土地所有と都市開発」『経済科学通信』第22号、1978年、「19世紀末イギリスにおける住宅政策の展開」『阪南論集(社会科学編)』第16巻第2号、1981年、参照。

大きかったことを意味している。

労働者階級の老後の生活費を保障する公的制度は存在せず、相互共済として労働組合の退職給付や友愛協会 Friendly Society の疾病給付 sick pay などがあったが、前者は60歳以上の男子高齢者のわずか 0.6% に対して支給されていただけで⁴¹⁾ 高齢婦人にはかかる制度はほとんど利用できないものであった。また後者については前者より受給者数が多いが、その性格上疾病を要件とするものであり、さらに財政基盤が弱いなど広範な高齢労働者の老後生活を保障するものではなかった⁴²⁾。

V 小 括

19世紀末における高齢者の労働と生活を概括することによって、公的年金が制定され、高齢者の年金権を承認させた社会・経済的要因として以下の点が確認された。すなわち、第一に、職域においては機械導入による産業再編成が進行し、労働者のライフサイクルの変化が生じ、高齢者に退職が強く迫られたこと、第二に、不況の下で高齢者をめぐる労働市場は極めて厳しく、都市・農村を問わず雇用が獲得しにくかったこと、したがって、第三に、生計費や住環境から判断される高齢労働者の生活は極めて貧困な状態となっており、もはや個人的対応によって解決できるものではなく、公的年金による所得保障という形での最低生活保障を要する事態に至っていたこと、が示された。

なお、本稿においては高齢貧民の生活状態とそれに対処した救貧行政、産業革命の結果として労働者家族が形成され高齢労働者世帯が創出された過程などの検討に及ばなかった。これらの諸点については稿を改めて論じたい。イギリス老齢年金成立史研究としては、かかる社会・経済的背景の検討と、年金制定をめぐった労働者階級の運動、年金制定をめぐる政治的過程の考察により体系化されるが、順次その作業を行なってゆきたい。(1985年2月22日)

41) 前掲、名嶋論文(上)、69ページ。

42) 椋原、前掲書、第8章「友愛組合の機能の限界」、参照。